借方科目	貸方科目	整理科目
運用収入		
雑収入		
育児休業等給付証券（法第百二十三条の十八第一項に規定する融通証券をいう。）		
一時借入金		
国庫余裕金繰替		
育児休業給付資金繰替		
一時借入金（借換）		
	育児休業給付費	
	出生後休業支援等給付費	
	業務取扱費	
	出生後休業支援等給付業務費	
	育児休業給付資金へ繰入	
	保険料返還金等労働保険特別会計へ繰入	
	国債整理基金特別会計へ繰入	
	預託金	
	翌年度繰越剰余金	

別表第五（第六条関係）

情報開示に関する書類	提出期限
一　令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項を明らかにした書類	翌年度の十月十五日
二　令第三十六条第一項第一号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	令和七年四月二日（令第三十六条第一項第一号に掲げる情報に変更があった場合には、当該変更のあった日の翌日）
三　令第三十六条第一項第二号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	予算を国会に提出した日の翌日
四　令第三十六条第一項第三号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	決算を国会に提出した日の翌日

附　則

（施行期日）

1　この命令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（年金特別会計事務取扱規則の廃止）

2　年金特別会計事務取扱規則（平成二十七年財務省令第一号）内閣府厚生労働省は、廃止する。

（年金特別会計事務取扱規則の廃止に伴う経過措置）

3　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第十七条の規定による改正前の法に基づく年金特別会計の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する年金特別会計事務取扱規則の適用については、なお従前の例による。

別紙第一号書式（第三条関係）

徴収済額集計表

年度子ども・子育て支援特別会計（　　勘定）

省所管　　年　　月分

科目	摘要	徴収決定済額		収納済歳入額		不納欠損額		収納未済歳入額	備考
		本月分	本月までの累計	本月分	本月までの累計	本月分	本月までの累計		
		円	円	円	円	円	円	円	
何（款）		0	0	0	0	0	0	0	現金払込仕訳
何（項）		0	0	0	0	0	0	0	前月までの払込未済
何(目)		0	0	0	0	0	0	0	本月中現金領収額
何(目)		0	0	0	0	0	0	0	本月中現金払込高
何（項）		0	0	0	0	0	0	0	翌月へ越高

年　　月　　日

総括部局長あて

所管部局長　官職　氏　　名

備考

1　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４とする。

2　この報告書には、日本銀行の月計突合表の写しを添付するものとする。

3　最終ページに（項）の合計を付すものとする。

4　（　）内には、子ども・子育て支援勘定又は育児休業等給付勘定の別を記入する。